

日本睡眠学会から産業医研修会講師候補者を紹介する事業の取り決め

(事業名称と運営)

1. 本事業を「産業医研修会講師候補者紹介事業」と呼ぶ。
2. 本事業の運営は、日本睡眠学会産業保健関連委員会および日本睡眠学会事務局が行う。

(講師候補者のリストの作成)

3. 日本睡眠学会評議員の医師または日本睡眠学会に所属し産業医資格を有する医師に対して、日本各地で開催される産業医研修会において睡眠に関連する講演の講師依頼があった場合に、受諾する可能性が有るか否かの意向（講師候補となる意向）を確認してリストを作成する。
4. 新規対象者が生じた場合は、講師候補となる意向を確かめ、意向のある時は講師候補リストに追加登録する。

(事業の周知と申し込み方法)

5. 本事業の周知は日本睡眠学会のホームページにて行う。また、産業医研修会を主催する日本医師会（都道府県医師会、都市地区医師会を含む）および独立行政法人労働者健康安全機構が全国 47 都道府県に設置している産業保健総合支援センター（さんぽセンター）などに周知する。
6. 産業医研修会のなかで睡眠に関連する講演を計画し講師候補者の紹介を希望する主催者は、所定の産業医研修会講師候補者紹介申込書をもって日本睡眠学会事務局に申込を行う。
7. 本事業の対象は、原則的には対面で開催される産業医研修会とする。

(講師候補者の選定とその後の流れ)

8. 産業医研修会講師候補者紹介申込書を受領した日本睡眠学会事務局は日本睡眠学会産業保健関連委員会に連絡する。日本睡眠学会産業保健関連委員会は会場の近在に居住する講師候補者をリストから選定し、当該産業医研修会の情報を伝え、講師を引き受けてくれる可能性があるかを問うて、講師候補者を決定する。講師の引き受け手が見つかるまで、一人ずつ候補者と交渉し、原則として 3 人の候補者まで交渉する。
9. 講師候補者が見つかった場合、日本睡眠学会事務局は研修会主催者に講師候補者名、連絡方法を通知し、以降は主催者、講師候補者の当事者同士が連絡を取り合い、両者の責任において、講演料、講演内容、日程など必要なすべてのことを決定する。
10. 講師候補者が見つからなかった場合、今回は要望に添えなかったことを研修会主催

者に伝え、終了とする。

11. 講師に対する謝金及び交通費は、主催者が直接講師に支払う。
12. 講師は主催者からの依頼があれば、配布用の資料（ハンドアウト）原稿などを主催者に提供する。
13. 講演の録画は原則的に禁止とする。

（免責事項）

14. 依頼内容によっては、講師紹介の依頼を受けられない場合があります。
15. 日本睡眠学会は講師候補者の紹介のみを行うこととし、紹介後の講師とのやり取りや研修会実施については、その責任を負わない。